



環境保全協定書



財団法人エコサイクル高知

日 高 村



環境保全協定書

財団法人エコサイクル高知（以下「甲」という。）と日高村（以下「乙」という。）とは、地域住民の快適な生活環境を保全するとともに、地域住民との共存を図るため、甲が日高村本村の蛇紋岩採石跡地に設置する産業廃棄物処理施設エコサイクルセンター（以下「施設」という。）の建設と操業に関して、高知県を立会人として次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が施設を建設し操業するにあたり、環境保全のための必要な措置を講じ、地域住民の生活環境の保全を図るとともに、甲と乙とが将来にわたって良好な関係のもとに共存、発展することを目的とする。

（施設）

第2条 施設は、医療廃棄物処理施設（破碎・滅菌施設）、管理型最終処分場（浸出水処理施設を含む。）（以下「処分場」という。）及び管理施設からなる。

（建設工事中の環境対策）

第3条 甲は、施設の建設工事に関し、環境対策に十分な配慮を行うこととし、工事車両に関し、次の措置を講ずるものとする。

（1）工事車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、学校や住宅への騒音や振動の影響の防止に努めるように、甲は工事関係者に対して、指導を徹底する。

（2）工事車両は、国道194号から柳瀬橋を経由しての運行を原則とし、甲は工事関係者に対して、運行ルートを徹底する。

（廃棄物の搬入区域及び種類）

第4条 廃棄物の搬入区域は原則として高知県内とし、県外からの廃棄物を受け入れる場合は、甲はあらかじめ乙と協議するものとする。

2 施設に搬入される廃棄物とその処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）で定められた基準に従って行うものとする。また、処分場で処理される有機性汚泥及び動植物性残さの合計量は、年間の最終処分量の合計の10%を超えることがないようにするものとする。

3 甲は、処分場に搬入される廃棄物の内容を、目視、展開検査等によって確認のうえ、受け入れるものとする。

4 甲は、搬入された廃棄物の種類、数量等必要な事項を記録して、毎年乙に報告をするものとする。

（操業中の環境対策）

第5条 甲は、施設の操業に関し、環境の汚染を防止するため、環境関係の法規を遵守するとともに、以下の基準を遵守する。

(1) 施設においては、廃棄物の処理に伴って発生する汚水については、施設内の浸出水処理施設で処理した後、全量を再利用する。

(2) 騒音、振動に関しては、敷地境界で別表1の基準値を超過しないものとする。

(3) 悪臭に関しては、敷地境界で別表2の基準値を超過しないものとする。

2 甲は、施設の稼働に伴う環境汚染を防止するため、従事者への徹底した教育及び管理マニュアルによる施設の点検整備を行うとともに、事故時の対応についてもマニュアルを整備し、管理体制の徹底を図る。

(廃棄物の運搬車両対策)

第6条 甲は、施設に出入りする廃棄物運搬車両(以下「運搬車両」という。)に対し、次の措置を講ずるものとする。

(1) 運搬車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、学校や住宅への騒音や振動の影響の防止に努めるように、指示を徹底する。

(2) 運搬車両から廃棄物が散乱しないように、また、悪臭が発生しないように必要な措置を講ずるように、指示を徹底する。

(3) 運搬車両は、国道194号から柳瀬橋を経由しての廃棄物の搬入を原則とし、甲は搬入車両に対して、搬入ルートを徹底する。

(防災対策及び環境保全対策)

第7条 甲は、施設の火災や大雨時の排水、土砂流出等の防止対策に万全の措置を講じるとともに、職員の防災意識の徹底を図る。

2 甲は、建設期間中または操業を開始後に、乙及び地域住民から環境汚染その他の苦情を受けたときは、誠意をもってその対応にあたり、甲の事業活動が原因となる場合は、速やかに改善を行う。

(環境監視等)

第8条 甲は、施設の操業による環境への影響を把握するために別表3の監視測定を行う。

2 甲は、前項の測定結果を、年に1回、乙に報告する。

3 乙は、施設の稼働状況等を確認するため、又は公害監視のために必要がある場合は、施設内に立入調査し、資料の提出を求めることができる。

(情報の開示)

第9条 甲は、第4条第4項の搬入された廃棄物の種類と量及び第8条第1項の環境監視結果をホームページ上で公表するとともに、乙の協力を得て広報等により住民に積極的に開示する。

(連絡協議会)

第10条 甲は、甲、乙、日高村議会及び地域住民により構成される連絡協議会を設置し、施設の稼働状況と環境監視結果等を報告するとともに、環境保全状況に関する意見交換を行う。

(操業の停止)

第11条 甲は、第8条第1項の環境監視の結果によって基準を超過したことが明らかになったとき、又は故障や事故等により施設に重大な異常が認められたときは、直ちに施設の稼働を停止するとともに、この旨を乙に連絡し、改善措置がなされるまでの間、操業を停止するものとする。

(施設の変更等)

第12条 甲は、新たな廃棄物処理施設を設置しようとするとき、又は施設規模や内容を変更（法律施行規則第5条の2及び第12条の8に規定する軽微なものを除く。）しようとするときは、事前に乙と協議するものとする。

2 甲は、施設を廃止しようとするときは、その旨を乙に報告するとともに、乙と廃止後の当該土地の利用についての協議を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に関して疑義が生じたとき又は変更の必要が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定する。

この協定の証として、甲、乙及び立会人が記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成19年8月20日

甲 高知県高岡郡日高村本郷200-7
財団法人 エコサイクル高知
副理事長 岡崎 誠也



乙 高知県高岡郡日高村本郷61-1
日高村
村長 中野 益隆



立会人 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県
知事 橋本 大二郎



別表 1

1 騒音

区 分	基準値
昼間 (8:00~19:00)	65dB 以下
夜間 (22:00~6:00)	55dB 以下
朝夕 (上記時間帯以外)	60dB 以下

2 振動

区 分	基準値
昼間 (8:00~19:00)	65dB 以下
夜間 (19:00~8:00)	60dB 以下

別表 2 悪臭

臭気指数 10 以下、又は下表の物質濃度

項 目	基準値 (臭気強度 2.5)
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 "
硫化水素	0.02 "
硫化メチル	0.01 "
二硫化メチル	0.009 "
トリメチルアミン	0.005 "
アセトアルデヒド	0.05 "
スチレン	0.4 "
ノルマル酪酸	0.001 "
イソ吉草酸	0.001 "
ノルマル吉草酸	0.0009 "
プロピオン酸	0.03 "
プロピオンアルデヒド	0.05 "
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 "
イソブチルアルデヒド	0.02 "
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 "
イソバレルアルデヒド	0.003 "
イソブタノール	0.9 "
酢酸エチル	3 "
メチルイソブチルケトン	1 "
トルエン	10 "
キシレン	1 "

別表 3

項目	実施対象	実施項目	頻度	測定場所
大気環境	粉じん	粉じん又は降下ばいじん	2回/年	敷地境界等
水環境	管理型処分場 浸出水	水温、電気伝導率、酸化還元電位	通年	浸出水処理施設 入口
		pH、BOD、COD、SS、塩素イオン	2回/年	
		排水基準項目 (最終処分場に係る技術基準省令別表第1)	1回/年	
	地下水	電気伝導率又は塩化物イオン	1回/月	モニタリング井戸 及び地下水集排水 管出口
		地下水等検査項目 (最終処分場に係る技術基準省令別表第2)	1回/年	地下水集排水 管出口
	仁淀川	pH、BOD、SS、塩素イオン、電気 伝導率	2回/年	柳瀬橋
同上		2回/年	名越屋沈下橋	
騒音	敷地境界等	騒音レベル	異常時	別途調整
振動	敷地境界等	振動レベル	異常時	別途調整
悪臭	敷地境界等	臭気指数又は物質濃度	異常時	別途調整



環境保全協定書の一部変更について

平成19年8月20日付けで財団法人エコサイクル高知(以下「甲」という。)と日高村(以下「乙」という。)が、高知県を立会人として締結した環境保全協定書(以下「協定書」という。)について、協定書第13条の規定に基づき下記のとおり一部を変更する。

記

- 1 法人名称「財団法人エコサイクル高知」を「公益財団法人エコサイクル高知」と改める。
- 2 法人住所「高知県高岡郡日高村本郷200-7」を「高知県高岡郡日高村本村字焼坂659番1」に改める。
- 3 協定書第8条で定める別表3に以下の項目を追加する。

項目	実施対象	実施項目	頻度	測定場所
環境放射線	敷地境界等	空間線量率	別途調整	別途調整

平成25年12月10日

甲 高知県高岡郡日高村本村字焼坂659番1
公益財団法人 エコサイクル高知
代表理事 岩城孝章



乙 高知県高岡郡日高村本郷61番地1
日高村
村長 戸梶眞幸



立会人 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
知事 尾崎正直



エコサイクルセンター環境保全等連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人エコサイクル高知が日高村本村の蛇紋岩碎石跡地に建設した産業廃棄物処理施設エコサイクルセンターに関して、平成19年8月20日付けで日高村と締結した環境保全協定書第10条に定める連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の設置について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 連絡協議会は次の(1)から(4)で構成し、その委員は別表のとおりとする。

- (1)日高村議会
- (2)地域住民
- (3)日高村
- (4)公益財団法人エコサイクル高知

(組織)

第3条 連絡協議会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第4条 連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)施設の稼働状況についての確認
- (2)環境保全協定書第8条第1項に定める環境測定結果等に基づく意見交換
- (3)その他、環境の保全に関して必要な事項

(会議)

第5条 連絡協議会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長がつとめる。

- 2 会議は、原則年1回とし、必要に応じて開催する。
- 3 会議は、財団法人エコサイクル高知で開催することとする。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、財団法人エコサイクル高知に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。